高齢者施設における分身ロボット活用支援事業実施要綱

4 福保高施第 2 3 0 6 号 令和 5 年 3 月 3 1 日

第1 目的

都内高齢者施設において、施設の外から遠隔操作で入所者とのコミュニケーション等を行うことができるロボット(以下「分身ロボット」という。)を活用することにより、介護業務のタスクシェアの実現可能性を探るとともに、その効果を検証することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都(以下「都」という。)とする。

第3 事業内容

本事業は、高齢者施設における分身ロボットの導入を支援するとともに、介護業務の タスクシェアの実現可能性について効果検証を行うため、以下の取組を実施する。

- 1 分身ロボット導入支援
 - (1) 対象施設の選定

都内に所在する特別養護老人ホーム及び有料老人ホームから本事業を実施する施設(以下「協力施設」という。)を別に定める方法により選定する。

- (2) 分身ロボット導入費用の補助
 - 上記(1)の規定により選定した協力施設において、分身ロボットを導入し、運用するための費用を予算の範囲内で補助する。
- 2 分身ロボットの導入効果の測定及び検証等
 - (1)協力施設は、都が示す方法に基づいて分身ロボット導入の効果を測定し、その結果を都に提供する。
 - (2) 都は、分身ロボットの導入効果の測定及び検証のため、外部の専門家等の事業の効果検証を円滑に行うことができる者に協力を求めることができる。

第4 守秘義務

本事業に携わる関係者は、その業務によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、保有する個人情報の適正管理に努める義務を負うものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。